

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の改正について



厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

(現行) 事業場における労働者の健康保持増進のための指針 ～健康保持増進措置の内容と各担当者の役割～

健康保持増進計画

健康測定
産業医

生活状況調査

+

問診・診察・医学的検査

+

運動機能検査

第一段階

健康状況に応じた全般的な指導

第二段階

運動指導

運動指導担当者

運動指導プログラム作成

運動実践担当者

運動実践のための指導

保健指導

産業保健指導担当者

勤務形態や生活習慣に配慮した健康的な生活指導・教育

- ・睡眠
- ・喫煙
- ・飲酒
- ・口腔保健
- ・その他

メンタルヘルスケア

心理相談担当者

メンタルヘルスケアの実施

- ・ストレスに対する気づきの援助
- ・リラクゼーションの指導
- ・良好な職場の雰囲気づくり(相談しやすい環境等)

栄養指導

産業栄養指導担当者

食習慣、食行動の評価とその改善の指導

評価・改善

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の見直し ～背景・経緯と見直しの方向性～

第13次労働災害防止計画（平成30年2月）において、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、広く国民のスポーツへの関心が高まることを踏まえ、スポーツ庁と連携して、スポーツ基本計画（平成29年3月24日）と連動した事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号）の見直しを検討するなど、運動実践を通じた労働者の健康増進を推進する。」と明記されており、本指針の見直しに取り組むこととしている。



令和元年度に本指針の見直しに向けた検討委員会を設置

（１） 見直しの方向性

- ・ 高年齢労働者が増加することを踏まえた、若い頃からの健康づくり活動の充実・強化の必要性及びその具体的な取組
- ・ 「スポーツ基本計画」と連動した、事業場における運動実践を通じた労働者の健康増進の取組の推進
- ・ 事業場における健康づくり活動が促進される実施体制、また、外部専門機関や地域保健との連携を踏まえた実施体制づくり

（２） 改正予定 ： 令和元年度末までに改正予定

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の改正 ～概 要～

1. 改正のポイント

① 従来の労働者「個人」から「集団」への健康保持増進措置の視点を強化

現行の指針では健康測定の結果、生活習慣上の課題を有する労働者を主な対象として、運動指導や保健指導等を実施する視点が強い内容となっている。

今回の改正では、幅広い労働者の健康保持増進が促進されるように、直ちに生活習慣上の課題が見当たらない労働者も対象に含まれ、一定の集団に対して活動を推進できるように「ポピュレーションアプローチ」の視点を強化する。

② 事業場の特性等に合った健康保持増進措置への見直し

現行の健康保持増進措置は、①健康測定（生活状況調査、医学的検査等）、②産業医等による指導票の作成、③個人の状況に応じた運動指導、保健指導等を各専門家より実施という流れで構成されており、定型的な内容を示している。しかし、事業場がこの内容に取り組むことは時間や費用等の観点からハードルが高く、結果的に浸透していない。

今回の改正では、事業場の規模や事業等の特性に応じて健康保持増進措置の内容を検討し、実施できるように見直す。

③ 健康保持増進措置の内容を規定する指針から、取組方法を規定する指針への見直し

②のとおり、健康保持増進措置を事業場の特性等に応じて実施できるものとする一方、事業場で健康保持増進対策を推進するにあたっては指針に基づく進め方（PDCAサイクル）に沿って確実に実施することを求めるものとする。

現行の指針では、健康保持増進対策の推進に関して、事業者の表明や目標の設定等の進め方に関する言及はあるものの、各項目については具体的な記載となっていない。今回の改正では、指針に基づく措置内容について柔軟化する一方、PDCAの各段階で事業場で取り組むべき項目を明確にし、事業場が健康保持増進対策に取り組むための進め方を規定する指針へ見直す。

2. 適用日

令和2年4月1日（予定）

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の見直し ～現指針と改正案の主要項目比較表（１／２）～

項目（現指針ベース）	現指針	改正案
健康保持増進対策の基本的考え方 (2)	健康保持増進対策における事業者の積極的な推進や具体的な措置を記載している。	左記に加えて健康保持増進対策を推進するに当たって、以下の留意点3つを追加する。 <u>「① 健康保持増進対策における対象の考え方」としてポピュレーションアプローチの視点を記載</u> <u>「② 労働者の積極的な参加を促すための取組」として、健康増進無関心層への取組や事業場の風土醸成について記載</u> <u>「③ 労働者の高齢化を見据えた取組」として若年期からの運動の習慣化等について記載</u>
健康保持増進計画の策定 (3(1))	健康保持増進計画の策定として、①事業者の表明、②目標の設定、③体制の整備等、進め方に関して各項目一行程度で簡略的に記載している。	「<u>健康保持増進対策の推進に当たっての基本事項</u>」とし、PDCAの各段階に沿って、<u>事業場で取り組む内容を詳細に記載</u>する。 - 健康保持増進措置の内容を柔軟化することを踏まえ、これらの対策の<u>取組方法を明確化し、当該方法に基づく取組を指針の活動とする。</u> - 現行は「健康保持増進計画」にPDCA全てを盛り込んでいるが、事業場の実態から「計画」は目標に対する活動計画と混同されるため、後者の意味で用語を整理する。
事業場内の推進体制 (3(2))	- 以下の担当者を事業場に配置し、推進体制の整備を求めている。 ①産業医、②運動指導担当者、③運動実践担当者、 ④心理相談担当者、⑤産業栄養指導担当者、 ⑥産業保健指導担当者 - 各担当者の養成については研修プログラムを設定し、事業者担当者の養成を求めている。	- 健康保持増進対策の推進に当たっては、産業保健スタッフや人事労務管理スタッフ等を事業場内の推進スタッフとして活用し、体制を構築する。 - 左記の各担当者については配置を必須とせず、事業場の必要に応じて手配または事業場外資源を活用するものとする。 (→「4 健康保持増進対策の推進に当たって事業場ごとに定める事項」に移行)
労働者健康保持増進サービス機関等 (3(3))	健康保持増進措置をすべて実施可能な労働者健康保持増進サービス機関や運動指導専門機関を支援機関として定義。	<u>中央労働災害防止協会、医療保険者、地域資源等</u>の健康保持増進に関し専門的な知識を有する機関等は多数存在していることから、これらの機関等も活用できるように「<u>事業場外資源</u>」として幅広く読み取れるように変更する。 (→「4 健康保持増進対策の推進に当たって事業場ごとに定める事項」に移行)

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の見直し ～現指針と改正案の主要項目比較表（2/2）～

項目（現指針ベース）	現指針	改正案
健康保持増進措置の内容 (4)	- 以下の流れを健康保持増進措置と定義しており、全てについて実施することを求めている。 ①健康測定、②指導票の作成、③個人の状況に応じた運動指導、保健指導等を各専門家より実施 - 健康測定は問診、生活状況調査、診察及び医学的検査等で構成している。 - 個別指導が必要な労働者については、運動指導、保健指導、メンタルヘルスケア、栄養指導から必要な項目を実施する。	健康保持増進措置の内容は事業場の実態に合わせて実施するものとし、現指針の運動指導等の健康指導の他、健康教育や健康相談等に関する内容も含む記載とする。 健康指導は健康診断や必要に応じて行う健康測定等により、労働者の健康状態を把握したうえで実施するものとする。
その他、追加事項		- 健康保持増進対策の推進上の留意事項として以下の点を纏めて明記する。 ・医療保険者から提供されるデータの活用等、客観的な数値に基づいた活動の推進(例:データヘルス、コラボヘルス) ・メンタルヘルスケアについては「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(メンタルヘルス指針)との関係性 ・個人情報保護への配慮 ・記録の保存 - 指針の文言の「定義」を記載する

事業場における労働者の健康保持増進のための指針

～健康保持増進対策の進め方～

ポピュレーションアプローチ

健康増進無関心層への取組や
事業場の風土醸成

労働者の高齢化を見据えた運動の習慣化等

職場の実態に応じた健康づくりを進めるため、事業者の健康保持増進を積極的に推進する旨の表明、目標設定、活動内容、評価・見直しに関する事項などを決定

(主な変更点)

- ・ P D C Aの各段階に沿って、事業場で取り組む内容を詳細に記載
- ・ 推進体制については、事業場内推進スタッフ（産業保健スタッフや人事労務管理スタッフ等）に加えて、必要に応じて事業場外資源を活用
- ・ 健康保持増進措置が事業場の実情で取り組む範囲を決められることから、進め方については指針に記載された内容で実施することを求める

日常的な健康づくり活動を通じて、各個人の生活習慣の改善

生活習慣
改善
職場環境
の活性化

事業場外資源

- 健康保持増進に関する支援を行う外部機関（労働衛生機関、中央労働災害防止協会、スポーツクラブ等）
- 医療保険者
- 地域資源（地域の医師会、歯科医師会、地方公共団体等）
- 産業保健総合支援センター

健康保持
増進計画
の策定

THPの
進め方

実践活動

各個人（または集団）で健康指導等を参考に健康づくり活動を実施

健康保持増進措置

労働者の
健康状態
の把握

- ・ 健康指導等を行うため、**定期健康診断**や必要に応じて行う**健康測定等**で生活習慣や健康状態のチェックを実施（柔軟化）

健康指導
等

- ・ 健康保持増進措置の内容は事業場の実態に合せて実施
- ・ 運動指導、保健指導等の健康指導の他、健康教育や健康相談等に関する内容も含む

※ 事業場の実態に即した適切な対応を選択し、実施するものとする。